

## 矯正歯科治療を始められる方へ

「厚生労働大臣が定める疾患」と保険適用の矯正歯科治療について

厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬み合わせの異常に対する矯正歯科治療は保険適用されております。平成 28 年度には、この「厚生労働大臣が定める疾患」は 50 疾患となります。

下記に「厚生労働大臣が定める疾患」を列記致しますので、自費診療の矯正歯科診療を始める前にお心当たりがある方は、受診予定の歯科医師にご相談下さい。さらに、その疾患に該当し、保険診療を希望される場合は、矯正歯科治療が保険適用される医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合されるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関）での診療が必要になりますので、歯科医師にお申し出ください。

### 厚生労働大臣が定める疾患

- 1.唇顎口蓋裂
- 2.ゴールドデンハー症候群（鰓弓異常症を含む）
- 3.鎖骨・頭蓋骨異形成
- 4.トリチャーコリンズ症候群
- 5.ピエールロバン症候群
- 6.ダウン症候群
- 7.ラッセルシルバー症候群
- 8.ターナー症候群
- 9.ベックウィズ・ヴィードマン症候群
- 10.ロンベルグ症候群
- 11.先天性ミオパチー（先天性筋ジストロフィーを含む）
- 12.顔面半側肥大症
- 13.エリス・ヴァン・クレベルド症候群
- 14.軟骨形成不全症
- 15.外胚葉異形成症
- 16.神経線維腫症
- 17.基底細胞母斑症候群
- 18.ヌーナン症候群
- 19.マルファン症候群
- 20.プラダーウィリー症候群
- 21.顔面裂
- 22.大理石骨病
- 23.色素失調症
- 24.口 - 顔 - 指症候群
- 25.メービウス症候群
- 26.カブキ症候群
- 27.クリッペル・トレノーネイ・ウェーバー症候群
- 28.ウィリアムズ症候群
- 29.ビンダー症候群
- 30.スティックラー症候群
- 31.小舌症
- 32.頭蓋骨癒合症（クルーゾン症候群、尖頭合指症を含む）
- 33.骨形成不全症
- 34.口笛顔貌症候群
- 35.ルビンスタイン-ティビ症候群
- 36.常染色体欠失症候群
- 37.ラーセン症候群
- 38.濃化異骨症
- 39.6 歯以上の先天性部分（性）無歯症
- 40.チャージ症候群
- 41.マーシャル症候群
- 42.成長ホルモン分泌不全性低身長症
- 43.ポリエックス症候群
- 44.リング 18 症候群
- 45.リンパ管腫
- 46.全前脳（胞）症
- 47.クラインフェルター症候群
- 48.偽性低アルドステロン症（ゴードン症候群）
- 49.ソトス症候群
- 50.グリコサミノグリカン代謝障害（ムコ多糖